

【説明】

国立公文書館等における利用等規則改正案の  
公文書管理委員会への諮問について

内閣府大臣官房公文書管理課

- 公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）第 2 条第 3 項及び公文書等の管理に関する法律施行令（平成 22 年政令第 250 号）第 2 条第 1 項の規定により、独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館（以下「国立公文書館」という。）、及び行政機関及び独立行政法人等の施設であって、特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより、国立公文書館に類する機能を有する施設を「国立公文書館等」としている。
- 当該施設においては、公文書管理法第 27 条第 1 項の規定に基づき、当該施設の長は特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定め（以下「利用等規則」という。）を設けなければならないとされており、その際には、同条第 3 項の規定に基づき、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないとされ、これを変更しようとするときも同様とされている。  
さらに、内閣総理大臣は、本項の規定による同意をしようとするときは、公文書管理法第 29 条第 2 号の規定に基づき公文書管理委員会に諮問しなければならないとされている。
- このたび、以下のとおり、国立公文書館等 3 施設より、利用等規則を変更するため、内閣総理大臣に同意の協議があったことから、当該利用等規則案について、公文書管理委員会に諮問するもの。
  - ①「独立行政法人国立公文書館」の利用等規則の一部改正
    - ・ 新たな国立公文書館建設に関する基本計画（平成 30 年 3 月 30 日内閣府特命担当大臣決定）に基づき、つくば分館の機能転換、書庫化等のための閲覧室の閉室（令和 2 年 7 月 1 日）に伴い、閲覧場所に関する規定を修正するもの。

- ・ 平成 30 年 9 月の改正の際、レファレンスの各号を削除した（第 27 条第 1 項）が、合わせて修正すべきであった各号を指し示す「次に掲げる」の字句の削除が漏れていたため、当該字句を削除するもの。

第 27 条 館は、特定歴史公文書等の効果的な利用を確保するため、次に掲げるレファレンスを行う。ただし、鑑定の依頼、文書の解読・翻訳等、館の業務として情報提供することが適当でないと認められる場合はこの限りでない。

【令和 2 年 3 月末までに改正・7 月 1 日施行予定（※改正予定日から施行予定日まで期間を空けるのは、周知期間を設けるため）】

## ②「国立大学法人東京大学文書館」の利用等規則の一部改正

写しの交付の一部（マイクロフィルム（複製物）を用紙に出力したもの）について、利用者の要望がなく取り止めるため、写しの交付手数料に係る料金表を修正するもの。

【令和 2 年 3 月末までに改正・4 月 1 日施行予定】

## ③「国立大学法人名古屋大学大学文書資料室」の利用等規則の一部改正

国立大学法人名古屋大学と国立大学法人岐阜大学の統合により、「国立大学法人東海国立大学機構」が創設され法人名が変更になることから、利用等規則中にある施設名を修正するもの。

【令和 2 年 3 月末までに改正・4 月 1 日施行予定】

※ 学校教育法等の一部を改正する法律により、国立大学法人岐阜大学と国立大学法人名古屋大学を統合し「国立大学法人東海国立大学機構」を創設、同機構が岐阜大学と名古屋大学を設置。また、同法附則第 3 条に基づき国立大学法人岐阜大学は、同法の施行（令和 2 年 4 月 1 日）のときにおいて解散し、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において東海国立大学機構が承継する。第 6 条に基づき国立大学法人名古屋大学は、同法の施行のときにおいて「東海国立大学機構」となる。

※ 現在の「国立大学法人名古屋大学大学文書資料室」は、名古屋大学法人と岐阜大学法人の法人統合後も、施設の所在地（名古屋大学内）、施設の規模等に当面変更はない。

なお、国立大学法人岐阜大学の法人文書で今まで独立行政法人国立公文書館に移管されたものはないが、今後、岐阜大学の法人文書のうち移管すべきものは、「国立大学法人東海国立大学機構大学文書資料室」（名古屋大学内）に移管されることになる。